

「短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護」事業をお考えの方へ

介護保険法による短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護を実施する場合は、人員基準、運営基準とともに設備に関する基準が定められています。

新規に事業を始められるに当たっては、施設がこれらの基準に適合しているかを確認させていただくため、事前協議を行っています。

については、施設の改修・建築の前に事前協議が必要です。下記の書類を作成のうえ、事前協議を行ってください。

1 協議に必要な書類

- (1) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業計画書（協議様式1）
- (2) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護施設整備チェックリスト（協議様式2）
- (3) 消防署との協議記録（協議様式5）
- (4) 開発許可担当課及び建築確認担当課との協議記録（協議様式4）
- (5) 土地及び建物の図面、消防設備図面
（スプリンクラー・火災報知機・2方向避難階段等記載のもの）
- (6) 近隣の住宅地図等（施設周辺の様子がわかるもの）
- (7) 現況の写真
- (8) 土地及び建物登記簿謄本（新築の場合、建物登記簿謄本を除く）
- (9) 基本的には、事業計画段階のため賃貸借契約書（案）の写し
契約を締結している場合には、賃貸借契約書の写し（土地又は施設が賃貸の場合）

2 留意事項

「防火対象物使用開始届」について

新築・改修される建物について、事業所を所轄する消防署と消防設備・避難設備等について協議調整を進める必要があります。改修の場合は、事前協議までに必ず協議し、その結果を「協議様式3 消防署との協議事項」に記載して事前協議に持参してください。

また、申請前には、所轄消防署の設備検査（立ち入り等）を完了しておく必要があります。

そして、申請時に提出する「防火対象物使用開始届」においては、所轄消防署の【受付印】と【検査済印】の押印がなければ、申請受付ができません。

なお、手続きは、申請までに完了させる必要があります。

「建築基準法7条5項による検査済証」について

事業所を新築する場合には、申請前に**建築基準法7条5項による検査済証**の添付が必要です。

改修の場合は、**事前協議までに必ず、用途変更等建築基準法上の手続きが必要かどうかについて、建築確認担当課の建築主事と相談し、その結果を「協議様式3 建築確認担当課との協議事項」に記載（手続き不要の場合でも、その理由を記載）して事前協議に持参してください。**
なお、手続きが必要な場合は、申請までに完了させる必要があります。